**平成29年度人事行政の運営等の状況を公表します。**

「ふじみ衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成29年度の状況を公表します。

臨時職員・嘱託員等を除く職員が公表の対象となります。

１　任免及び職員数に関する状況

　　職員数18人（うち５人は再任用職員）

　　なお、ふじみ衛生組合の職員は、構成市である三鷹市・調布市からの派遣職員及び再任用職員で構成されているため、それ以外の固有職員の採用はありません。

２　人事評価の状況

　派遣元が実施する人事評価の方法により人事評価を実施しました。

３　給与の状況

　(1) 職員給与の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 給　　　　与　　　　費 | | | | | |
| 給　　　料  円 | 地域手当  円 | 扶養手当  円 | 管理職手当　　円 | 時間外・休日勤務手当　円 | 期末勤勉手当　　　円 |
| 74,703,800 | 12,189,062 | 1,644,000 | 4,912,800 | 2,316,538 | 32,355,451 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 給　　　　与　　　　費 | | |  | 共　済　費  円 | 児童手当  円 |
| 住居手当  円 | 通勤手当  円 | 計  円 |  |
| 0 | 1,801,616 | 129,923,267 |  | 25,414,476 | 500,000 |

　(2) 平均給料月額及び平均年齢

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | | 一般行政職 |
| 平成30年３月１日現在 | 平均給料月額（円） | 395,343 |
| 平均給与月額（円） | 508,730 |
| 平均年齢（歳） | 52歳１月 |

　(3) 特別職の給料・報酬

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 月　　　額 | |
| 給料 | 管理者 | 64,000円 |
| 副管理者 | 60,000円 |
| 参与 | 51,000円 |
| 報酬 | 議長 | 51,000円 |
| 副議長 | 46,000円 |
| 議員 | 42,000円 |

４　勤務時間その他の勤務条件の状況

　　勤務時間は、原則として休憩時間を除く１日７時間45分（午前８時30分～午後５時15分）の週５日勤務です。ただし、民間企業と同様、業務の繁忙の状況によっては、時間外勤務で対応します。休暇制度は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇（無給）に大別されます。特別休暇は、出産や結婚など特別の事由がある場合に認められる休暇で18種類あります。

　(1) 時間外勤務時間数（職員１人当たり月間）

　　　6.0時間

（注）時間外勤務時間数は、時間外勤務手当の対象となる係長職以下の職員の平均です。

　(2) 年次有給休暇取得日数

|  |  |
| --- | --- |
| 平均当初日数 | 39.28日 |
| 平均取得日数 | 13.78日 |
| 平均取得率 | 35.1％ |

　　　(注)１　平成29年１月１日～平成29年12月31日の間在職していた職員が対象です。

　　　　　２　平均当初日数とは、その年（１月１日～12月31日）の取得可能日数（前年からの繰越分を含む。)の平均を、平均取得日数とは、その年の取得日数の平均を表すものです。

５　休業に関する状況

　　育児休業などの取得実績はありません。

６　分限及び懲戒処分の状況

　　分限処分とは、公務能率の維持の観点から職員に行われる免職、降任、休職、降給の処分のことです。本人の故意又は過失は要件ではありません。懲戒処分とは、公務秩序の維持の観点から行われる免職、停職、減給、戒告の処分のことで、こちらは本人の故意又は過失を要件としています。いずれの処分も本人の意思にかかわらず行われる不利益な処分のため、厳格な手続きのもと厳正に行われます。なお、分限及び懲戒処分の例はありません。

７　服務の状況

服務とは、公務員が仕事をするうえで守らなければならない義務のことです。民間の労働者に課されていない義務が課されているほか、民間の労働者に認められている憲法上の権利が一部制限されています。なお、服務に違反した例はありません。

【服務に関する基本原則の概要】  
職務専念義務／信用失墜行為の禁止／営利企業等の従事制限／

争議行為等の禁止／守秘義務／政治的行為の制限

８　退職管理の状況

営利企業等に再就職した元職員が、離職前５年間の職務に属する契約等の事務に関し、離職後２年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどは禁止されています。なお、禁止事項に該当する例はありません。

９　研修の状況

派遣元が実施する研修に参加するほか、専門研修として廃棄物処理施設技術管理者講習等を受講しました。

10　福祉及び利益の保護の状況

　　職員は、東京都の26市５町８村及び31の一部事務組合により構成される東京都市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は法律に基づき健康保険や年金に関する業務などを行っています。

ふじみ衛生組合では、福利厚生事業を実施するため、三鷹市職員互助会に加入しています。

また、職員の健康管理として、法律に基づく定期の健康診断などを実施しています。